

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○わいせつな行為等による信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和5年3月17日
- (2) 処分の量定 免職
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和4年9月中旬ころ、被害生徒に対して、18歳未満の中学生であることを知りながら、体を触る等のわいせつな行為を行った。
さらに、令和4年11月中旬ころ、児童ポルノである画像及び動画データを記録したスマートフォンを所持した。

○過失運転致傷 道路交通法（措置義務）違反 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和5年3月17日
- (2) 処分の量定 停職 1月間
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和4年10月17日午前8時55分頃、鳥取市内を普通乗用自動車で運転走行中、前方の注意を怠ったことにより、相手方運転の普通乗用自動車の右後部に衝突し、相手及び同乗者に傷害を負わせたにも関わらず、直ちに車両の運転を停止して、相手を救護するなど必要な措置を講じず、かつ直ちに警察に報告しなかった。

○不適切な会計処理 信用失墜行為

(1) 処分年月日 令和5年3月17日

(2) 処分の量定 減給10分の1 1月間

(3) 所属・職種 公立学校教職員

(4) 処分の理由 担当していた公費外会計の事務処理において、令和元年度から令和3年度にかけて会計上の証拠書類がない不適正な状態とした。

また、令和3年度に公費外会計からの払出金を所在不明にした。

さらに、担当する備品管理事務について、令和3年3月に学校に保管するタブレット型情報端末にシールを貼付する業務を怠った。